

第1 岐阜県埋立て等の規制に関する条例の概要

平成18年10月12日公布

平成19年 4月 1日施行

制定の経緯

平成13年10月頃から平成17年4月頃にかけて、県内16箇所（岐阜市分を含めると17箇所）の埋立て等に約8.5万トンのフェロシルトが使用され、土壤環境基準を超える「六価クロム」や「ふっ素」が検出され、県民の生活環境に不安を与え、大きな社会問題となりました。

また、岐阜県の所管区域内における産業廃棄物の不適正処理事案の中には、土砂等の埋立て等を装った事案があり、こうした事案は大規模化、巧妙化する傾向にあり、無秩序な埋立て等により周辺住民に土壤汚染、土砂等の崩落等による災害発生の不安を与えています。

こういった実情に鑑み、埋立て等による土壤汚染や災害発生を防止するため、埋立てそのものについて新たな規制を設けるものです。

条例の目的

土壤の汚染及び災害の発生を未然に防止し、もって県民の生活環境を保全するとともに、県民の生活の安全を確保するため、土砂等の埋立て等に関し必要な規制を行います。

○土砂等 埋立て等に供される一切の物

○埋立て等 土地の埋立て、盛土その他土地への堆積

規制の内容

I 埋立て等の基準

(1) 土砂等の環境基準

環境基準は、環境基本法の規定による土壤の汚染に係る環境基準に準じて規則で定めることとし、カドミウム、シアン等の物質について基準値を設定しています。

(2) 特定事業区域の構造基準

構造基準は、宅地造成等規制法に規定する基準に準じて規則で定めることとし、地すべりが生じないような措置、盛土の高さ、盛土ののり面の勾配等の基準を設定しています。

※本書においては、「宅地造成等規制法」を宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法、「宅地造成等規制法施行令」を宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年政令第393号）第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行令と読み替えることとします。

II 不適正な埋立て等を禁止し、次の規制を行います。

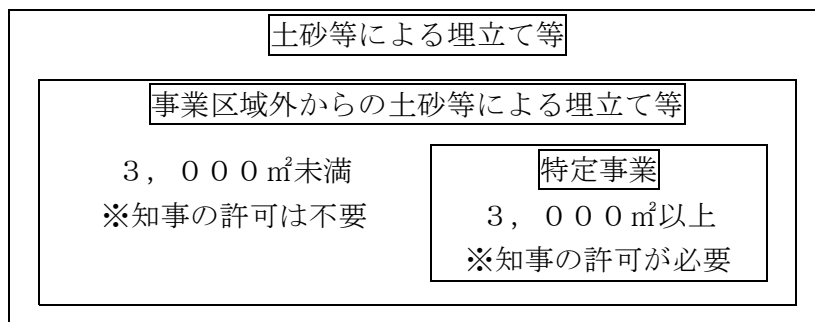
(1) 環境基準に適合しない土砂等を使用した埋立て等を禁止します。

(2) 知事は、環境基準に適合しない埋立て等を行っている者に対し、埋立て等の停止、現状保全のため必要な措置等の措置命令を発出することができます。

(3) 埋立て等を行う者は、崩落等の防止措置を講じなければなりません。

Ⅲ 特定事業に対する規制

〇特定事業 3, 000平方メートル以上の区域において行う土砂等の埋立て等



(1) 特定事業の許可

特定事業を行おうとする者は、知事の許可を受けなければなりません。

(2) 特定事業の許可を受けた者の義務等

特定事業の許可を受けた者には、次の義務を課しています。

- ①着手、完了等の届出
- ②土砂等の搬入の届出（採取場所毎かつ、5, 000立方メートル毎に、土砂等の採取場所を証する書面及び土砂等に製造物等を含む場合には環境基準に適合していることを証する書面を添付）
- ③環境基準に適合しない土砂等の報告
- ④帳簿への記載
- ⑤関係書類等の閲覧及び保存
- ⑥標識の掲示等

(3) 措置命令

知事は、構造基準に基づき必要があると認める場合、特定事業の停止、危険防止等の措置、土砂等の撤去等必要な措置を命ずることができます。

Ⅳ 報告徴収、立入検査

知事は、条例の施行に必要な限度において、報告の徴収、立入検査等を行うことができます。

Ⅴ 罰則

罰則の内容は、次のとおりです。

- ・1年以下の懲役又は100万円以下の罰金（措置命令違反、無許可埋立て等）
- ・50万円以下の罰金（土砂等の搬入の届出義務違反等）
- ・30万円以下の罰金（関係書類等の保存義務違反、立入検査忌避等）

Ⅵ 許可に係る手数料を次のとおり徴収します。

手数料の名称	手数料の額
埋立て等特定事業許可申請手数料	1件につき 49,000円
埋立て等特定事業変更許可申請手数料	1件につき 29,000円